

地方独立行政法人長野県立病院機構第4期中期目標の素案へいただいたご意見と県の考え方

項目	素案の内容	意見等	回答案
1 第2-2(1)地域医療構想への対応	病床機能や病床数の検討・適正化について。	新型コロナウイルス感染症では医療機関の充実の必要性が明らかになりました。全国的に感染が拡大し「医療崩壊」を招きました。この背景には国による医療提供体制の再編・縮小・抑制政策があるのだと考えています。今後も予想される新興感染症の蔓延や災害などの不測の事態に対する医療ニーズへの備えは重要です。病床数の検討においては、不測の事態に対応するための空きベッド(空床)とそれに対応する職員を常時確保していただきたいです。県立病院として、県民が安心して医療が受けられる「ゆとりある」医療提供体制の構築を目指す運営を進めてください。	●災害、感染症については、第2-1に以下のとおり記載しています。 「また、災害対応や新興感染症対応においては、各病院の機能や役割に応じた必要な医療を提供できる体制を他の医療機関等と連携のうえ整えること。」 ご意見の趣旨を踏まえて、県民の皆様が新興感染症や災害時などの非常時においても安心して医療が受けられる体制を構築してまいります。
2 第2-2(2)地域包括ケアシステムの推進	こころの医療センター駒ヶ根について。	精神障がい者の地域生活、地域移行・定着は喫緊の課題です。地域生活を支援する取り組みとして、グループホームや住宅の整備にも力を入れてください。P.1の1県立病院が担うべき医療等の提供の「こころの医療センター駒ヶ根」の欄に、『精神障がい者が自宅や地域での暮らしができるように支援サービスの充実を図ることで、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します』の一文を加えてください。(センターの役割をしっかりと明記する。)	●前段については、ご要望の趣旨を所管の課室へ伝えてまいります。 ●後段については、第2の2(2)「地域包括ケアシステムの推進」において、「こころの医療センター駒ヶ根は、デイケア・訪問看護を充実させることで、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。」と役割を明記していますのでご理解ください。
3 第2-3(2)機構職員の確保・養成		介護職員の確保について。介護ニーズが高くなる中で、介護職員の確保・養成は喫緊の課題であり、地域医療の大切な担い手です。機構が力を入れて確保・養成する職種に「介護職員(介護福祉士等)」を明記し取り組んでください。また、機構で働く、介護福祉士にリーダーの役割を担う専門性の高い「認定介護福祉士(日本介護福祉士会の取り組み)」の養成を計画的に取り組んでください。	介護人材の確保は病院運営において重要な事項と認識しており、ご指摘の趣旨につきまして病院機構と共有してまいります。本中期目標におきましては、病院機能の中枢を担う医師・看護師を中心に記載しておりますのでご理解ください。
4 第2-4(2)患者サービスの一層の向上		医療を受ける権利を守るために。公的医療機関として県民が経済的・金銭的な不安なく医療にアクセスすることができるように、機構の運営する医療機関においても、「無料低額診療事業(社会福祉法第2条第3項第9号)」をぜひ、実施してください。	県立病院における「無料低額診療事業」の導入につきましては、近隣医療機関との連携に影響を及ぼす可能性があることなどから、慎重に考える必要があると認識しています。
5 第4-1(1)収益の確保		福祉支援の充実について。安定的に事業を運営するうえで、収益の確保は必要なことです。未収金対策は課題であると理解しています。一方で、低所得や収入の減少、失業など様々な理由で医療費の支払いが困難となる場合があります。未収金対策においては、各種福祉制度の活用ができるように、社会福祉士などの医療ソーシャルワーカーとの連携をして取り組んでください。	福祉支援の充実が重要な事項と認識しており、各病院に福祉相談員を配置しています。ご意見の趣旨を踏まえ引き続き取り組んでまいります。
6 第5-3 公立病院経営強化ガイドライン等を踏まえた取組		地域住民が住み続けることができる医療体制の構築について。『経営強化ガイドライン』では、持続可能な地域医療体制を確保するために、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視しています。このことにより、働く医療従事者、職員の業務が過度な負担とならないように、従事者に一定の余裕のある職員配置体制を確保した運営をしてください。自治体が地域の実情を踏まえて、各病院の経営強化に主体的・積極的に取り組むことを否定はしませんが、そもそも、公立病院に民間企業(市場サービス)のような「経営強化」の観点はなじまないように感じます。機構が役割を果たしている地域(特に僻地)の住民が住み続けることのできる医療体制の構築のために、国のガイドラインを機械的に進めるのではなく、患者・地域住民・地域の医療福祉従事者の声を聞きながら運営を進めてください。	県立病院は県民のための病院であり、患者・地域住民・地域の医療福祉従事者の声を聞きながら運営を進めていくことが重要と認識しています。ご指摘を踏まえ、地域の医療ニーズを考慮しながら、効率的・効果的な医療サービスの提供と持続的な経営の両立に努めてまいります。